匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年7月6日(金)午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室
- 3 出席委員(27名)

1番 佐藤正剛委員 3番 塚本 繁 雄 委員 5番 大 木 章 寿 委員 石 毛 甲子男 委員 7番 9番 今 井 睦 子 委員 11番 大 木 丈 雄 委員 13番 椎名 正 和 委員 15番 伊藤 喜 信 委員 17番 大 木 寛 委員 19番 熱田 幸 子 委員 21番 太田 忠 治 委員 23番 大 木 一 夫 委員 25番 椎名 勝 英 委員

27番 伊藤定夫委員

2番 穴 澤 久 男 委員 4番 安藤幸春委員 6番 佐藤喜巳委員 司 武 幸 委員 8番 郡 田 利 之 委員 10番 石 藤 栄 治 委員 12番 伊 14番 Ш 﨑 幸 治 委員 古 浩 二 委員 16番 久 **邉** 弘 仁 委員 18番 渡 口 京 子 委員 20番 Ш 22番 菱 木 信 治 委員 24番 石 井 敏 雄 委員 26番 鈴 木 正 夫 委員

- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 平成30年度第2次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 平成30年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて (別冊)

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

7件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)事務局員3名

市産業振興課職員4名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年7月農業委員会定例総会を開会いたします。 はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷 心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、24番石井敏雄委員、25番椎名勝英委員を 指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る7月4日、午後1時30分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成30年6月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第2次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ

ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明 をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、質 疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第2次農用地利用集 積計画(案)について」の採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第2号「平成30年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る7月4日、午後1時30分より、市民ふれあ

いセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。 内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成30年6月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしくお願いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明 をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「平成30年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定 について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「平成30年度第2次農用地利用配 分計画案に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月4日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長より報

告をお願いいたします。

【農地委員長からの報告】

18番 農地委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月4日、 午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地委員 会を開催いたしました。

内容につきましては、平成30年6月11日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われます。

計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。本総会において承認されますよう、御審議の程よろしくお願いします。

- 議 長 農地委員長の報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑 を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る 意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の番号1番、2番、4番、7番及び8番は、所有権移転に関する件であります。番号3番、5番及び6番は、利用権設定に関する件であります。なお、この内、番号5番については、議案第5号の番号3番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第5号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

【議案第4号、議案書を基に朗読】

議案第4号の各件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

- 10番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 23番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 20番 番号5番について、議案第5号の番号3番の排水管と水道管埋設に伴う 権利の設定です。耕作人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 4番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 19番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 2番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま す。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち 切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申 請について」採決に入ります。

> 原案のとおり決すると共に、番号5番については、知事の処分に併せて 会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田351㎡を借り受け計画する ものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑296㎡を譲り受け計画する ものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、排水管及び水道管埋設用地として畑502㎡の内5.3935㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、太陽光発電施設用地として畑902㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について。専用住宅用地として畑293㎡を譲り受け計画する ものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について。専用住宅用地として畑35㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、貸資材置場及び貸駐車場用地として畑1,233㎡ を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

- 6番 番号1番について、申請地に専用住宅用地として計画するものです。農地区分は、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。
- 20番 番号2番と3番の譲受人は同一です。譲受者は夫と子4人とで市内の賃貸住宅で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため番号2番の申請地に専用住宅用地として、番号3番の申請地に番号2番の住宅の排水管及び水道管埋設用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 26番 番号4番について、申請地を太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号5番と6番の譲受人は同一です。譲受人は母が所有する住宅を借りて妻と子3人と生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

- 5番 番号7番について、申請地を譲受人が役員を務める会社へ貸し付けるための貸資材置場及び貸駐車場用地として計画するものです。農地区分は、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申 請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 平成30年度第2次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 平成30年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

7 件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年7月6日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。